

毎日を幸せに

生きてください

自動車運転免許証の更新に行ったときの事です。講習の最後に教官から免許証裏面にある臓器提供の意思表示について紹介があり、驚きました。移植コーディネーターの職に従事していた頃、海外では運転免許証に意思表示ができるようになっていたので、日本もできるように組織として関係機関に申し入れをしたのですが難しく、ようやくできたのが裏に貼る意思表示シールでした。それが平成22年の法律の改正により、裏に意思表示欄が設置され、今回の対応になったようです。改正の内容は、本人の書面による意思表示がなくても家族の承諾で臓器提供が可能になったのです。

ことと謳われており、なければどんなに臓器の提供を希望しても叶いませんでした。大きな変革をもたらしたこの改正ですが、相反する不思議な結果になったのです。しかし意思表示をすることは、ご家族の心労を軽くします。ないと本人が臓器を提供したいと思っていたのか、しないことを希望していたのかご家族は思い悩み、大変な心労を抱えます。ご家族が判断を委ねられるのは、愛する人が、救命が尽くされたにもかかわらず、もう元には戻らない状態になってしまっていて、深い悲しみの中にあるときです。

められている県内7病院でのみ可能で、2つが上越市にあります。心臓が停止した死とは、呼吸停止、心臓停止、瞳孔散大という死の三徴候によつて診断されます。提供できる臓器とできない臓器がありますが、どの病院でも可能です。どちらも病気によつて難しいこともあります。また臓器ごとに年齢の基準もありますが、基準を越えた年齢の方でも提供していただいているようです。

死についての話題は歓迎されませんが、どんな最期を迎えるかを考えることで、お忙しい毎日をごのように健康で幸せに生きるかを考えるきっかけにしたいだけならば幸いに存じます。

新潟県立看護大学  
基礎看護学領域

助教 河野優子